

○ 3階直結給水の事務取扱い要綱

〔事前協議〕

3階直結給水施工基準第4条第1項に定める調査及び協議は、福井市指定給水装置工事事業者を通じて協議を受けるものとする。

1. 協議に伴う提出書類

(1) 付近見取図

見取図は、施工位置が確認できる詳細な図面とする。

(2) 付近配管図

配管図は水道配管平面図、配管基本図、給水台帳等に基づく調査及び現地調査を行い付近配管図を作成する。

(3) 建築物の平面図、及び立面図

申請建築物の平面図及び立面図は縮尺で記載するとともに、立面図には寸法を明記する。

(4) 給水装置設計図面

建築物の平面図に、給水器具の設置を記載するとともに、同時使用給水栓を明記する。

(5) 水理計算書

同時使用給水栓を設置し、ウエストンの公式により水理計算をするものとする。

2. 協議

(1) 指定給水装置工事事業者より提出された申請書類を、3階直結給水施工基準に基づき審査する。指定工事事業者自らが、自己負担で自記録水圧測定器(72時間用)により動水圧を測定する。但し、配水管等に問題があると判断される場所については、担当係員の指示に従い現地調査を実施する。

* 「消防活動を阻害するおそれある行為の届け」を所轄の消防署に提出の上測定すること。

(2) 指定工事事業者から提出された書類、及び水圧測定結果表を添付した3階直結給水協議書を決裁合議するものとする。

(3) 3階直結給水事前協議書は、決裁合議完了後に指定工事事業者に協議結果を通知する。

〔給水装置工事の申込〕

3階直結給水申込事務については、一般の給水装置工事施行申請の事務と同様にする。また、受

付事務に際しては3階直結給水事前協議書をチェックするものとし、協議内容と相違する場合は受理しないで再度協議するものとする。

〔設計審査〕

3階直結給水施工基準、及び給水装置工事の設計・施行指針に基づき設計審査をするものとする。

〔施工〕

3階直結給水施工基準、及び給水装置工事の設計・施行指針に基づき施工するとともに、維持管理や損失水頭を考慮して施工するものとする。

〔竣工検査〕

3階直結給水施工基準、及び給水装置工事の設計・施行指針に基づき竣工検査を実施する。

(令和5年10月1日一部改正)

(令和6年4月1日一部改正)

3階直結給水事前協議申請書

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 あて

住 所

指定事業者

工事店名

「3階直結給水事務取扱い要綱」に基づき、給水装置を設置したいので、協議願います。

記

給水装置設置場所	福井市 丁目・町
給水装置所有者	住所
	氏名
建物の区分	専用住宅 共同住宅 (戸) 店舗等併設住宅 (業種) (店舗等面積 m ²)
給水方式	・直結方式 ・高置水槽方式
使用予定水量	L/分
配水管の種別、口径	管 × φ mm
給水管・メーター口径	引込管φ mm ・メーターφ mm
損失水頭	m
添付書類	位置図、配水管図、水圧測定表、損失水頭計算書 給水装置設計図 (平面図・立面図)
事前協議担当者	(主任技術者名)

☆申請書は2部提出